○農林水産省告示第七百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字落折字中河原二七七の一七一、二七七の一七三

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中河原二七七の一七一（次の図に示す部分に限る。）、二七七の一七三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年四月二十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
九工ガス株式会社	代表取締役　佐藤　敬輔	大分県大分市東大道二丁目五番四七号	第一号認定液化石油ガス販売事業者	平成二十九年三月二十四日

○防衛省告示第七十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十九年四月十九日次のとおり決定された。

平成二十九年四月二十一日

防衛大臣　稲田　朋美

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	土地：約三、三〇〇平方メートル 平成二十九年三月八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇五四	キャンプ千歳	千歳市	国有	土地：約一四一、〇〇〇平方メートル 情報本部が施設の建替用地として共同使用する。
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有 民有	土地：約二四〇平方メートル 読谷村が公共下水道用地として共同使用する。
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 民有	土地：約一〇平方メートル 土地：約四五〇平方メートル 陸上自衛隊が進入路として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市、沖縄県中頭郡北谷町	国有	建物：約四、三〇〇平方メートル 工作物：門等 予防医療センター・アルコールリハビリセンター等として追加提供する。
二〇〇一	三沢飛行場	八戸市	国有	土地：約二五〇、〇〇〇平方メートル 建物：約四〇平方メートル 工作物：滑走路等 航空機の離着陸場として追加提供する。 使用期間：平成二十九年五月九日から同年七月十日まで又は三沢飛行場の滑走路改修工事が完了するまでのうちいずれか早い時期まで 海上自衛隊八戸航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 緊急時の場合は、格納庫施設を使用する。

○東北地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市小岩川字宮田無番から同市小岩川字境沢無番まで	前	三〇・九〇～五八・四〇メートル	三〇・〇六八キロメートル
	後	三六・五〇～八二・六〇メートル	三〇・〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	鶴岡市堅苔沢字深浦三番一七二から同市堅苔沢字深浦三番一二四まで	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月二十一日

○関東地方整備局告示第百九十二号

鶴見川水系に係る指定区間外の一級河川鶴見川について、昭和四十六年五月二十五日付け建設省告示第九百三十九号で指定した河川予定地の区域を廃止する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局京浜河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

（図面省略）

平成二十九年四月二十一日

関東地方整備局長　大西　亘